

3. 予防業務

(1) 消防用設備等の点検・整備

消防用設備等について、6ヶ月ごとの機器点検、1年ごとの総合点検を実施し、その結果を _____年 ごとに消防へ報告する。尚、点検委託業者及び設置消防用設備については下記のとおりとする。

点検業者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

消防用設備等一覧			

(2) 自主点検

防火管理者は建築物の構造、火気使用設備、消防用設備、危険物施設等について、各自主点検担当者・火元責任者を定め、防火管理上必要な点検・整備を適宜行う。

	実 施 日	自主点検担当者・火元責任者
建 築 物		
火気使用設備		
消防用設備		
危険物施設		

(3) 避難管理

1. 従業員は避難の際支障とならないよう、非常口・廊下・階段等の避難施設及び防火戸等の避難設備について、障害となる物品が存知されていた場合、それを撤去しなければならない。
2. 避難経路は、別添「避難経路図」のとおりとし、従業員に周知する。

4. 消防訓練・防火教育

消防訓練を毎年下記のとおり実施し、事前に消防機関へ連絡するとともに、防火教育については随時行うこととする。

- ・総合訓練・・・火災発生から消防隊到着までの一連の動作 _____月・_____月実施
- ・部分訓練（消火・通報・避難・他） _____月・_____月実施

5. 地震対策

(1) 予防措置

建物の屋内外における施設・家具等の倒壊・落下等の防止措置を行う。

(2) 発生後の措置

- ・発生直後は自身の身の安全を守ることを最優先させる。
- ・各自主検査担当者・火元責任者は担当施設の検査・点検を行い、防火管理者へ報告し、安全を

確認した後使用を再開する。

- ・ 防火管理者は状況を把握し、自衛消防隊員に周知徹底すると共に、在館者に適切な指示をし、混乱防止に努める。
- ・ 避難が必要な場合は、身の安全を確保しつつ、在館者を安全に避難場所へ誘導する。

(3) 避難場所の指定

避難場所を_____とする。